西宮市都市総括室資料複写取扱要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、西宮市都市局都市総括室市街地整備課が所管する以下の資料提供(以下「換地図等」という。)について必要なことを定める。ただし個人情報を含むものについては、適用しない。
- (1) 換地図
- (2) 国土調査法第19条第5項の認証成果
- (3) その他図書(事業計画書等)

(成果等の写しの申込)

第2条 換地図等の写しを希望する者は、換地図等複写申込書(様式第1号)に必要事項を記入の上、市街地整備課長の承認を受けなければならない。

(複写料金)

- 第3条 前条に規定する交付の承認を受けた者は、交付に係る複写料を支払わなければな らない。
- 2 複写料は西宮市情報公開条例施行規則 (昭和 62 年西宮市規則第 11 号) 第 8 条に準じ、 1 面 10 円 (白黒A3 まで)、1 面 50 円 (カラーA3 まで) とする。

附則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年9月22日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

換地図等複写申込書

申請者	住 所					
	A 1.1 6					
	会社名					
	(氏名)					
下記の写しの交付を申込みます。						
		記				
申請図書	□換地図	1				
小阴囚目		査法第 19 条 5	項の認証成果	•		
		.図書(事業計画		•		
町名地番						
(事業名等)						
複写枚数	合計	7	枚			
						1.10
		※市街地整備課	奶珊爛 -			以上
太川						
		複写枚数		枚		
		金額		円		
					※承認欄	